

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案	(· · 第回総会 ; 市)
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称	
件名	9 地域生活支援拠点等の運営に係る国・県の財政支援の拡充について	
提案市	<u>中野市・飯山市</u>	
提案要旨	<p>国は、第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）において、障がい者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することを成果目標として設定することを必須とした。</p> <p>国が求める機能を実施し、運営を続けていくために活用できる既存事業の財政支援では、市町村の負担が大きいため、地域生活支援拠点等に関連する事業の財政的支援を拡充されたい。</p>	
提案理由	<p>国は、障がい者の地域生活を推進するため、居住支援に求められる機能として、緊急時の受け入れ対応、地域の体制づくり等を挙げているが、この機能を24時間365日備えるためには、相当な人員体制等が必要となる。</p> <p>既存事業の一時的な宿泊・体験的宿泊、コーディネーターの配置は、国・県補助事業（地域生活支援事業）となっているが、安定した運営を続けていくためには国・県負担事業とするなど更なる財政的支援が必要な状況にある。</p>	
現況及び課題等	<p>地域生活支援事業（国要綱）の任意事業として、 (5) 地域移行のための安心生活支援</p> <p>(ア) 居室確保事業 （緊急一時的な宿泊・体験的宿泊） 緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。</p> <p>(イ) コーディネート事業 地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。</p> <p>と例示されているが、あくまでも補助事業（予算の範囲内で国1/2以内、県1/4以内）で、現状は国・県合わせて事業費の1/2ほどの補助であり、財政面で不安がある。</p>	
法令関係	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 地域生活支援事業実施要綱</p>	